鳥取県版子どものアドボカシーの試行実施について

令和4年11月18日 家庭支援課

【試行実施の概要】

- ○各児童相談所に意見表明支援員を派遣し、一時保護中の子どもの意見表明を支援 ・子どもが伝えたいことを子どもと一緒に考えて児相に伝え、子どもとともに問題解決を図る
- 〇令和5年度からの本格実施に向け、10月20日から2月上旬まで試行実施し、子どもの声を引き出す効果的手法や、子どもの権利救済の枠組の確立を目指す
 - ・試行では、毎週1回、意見表明支援員(弁護士または大学教員)が各児相を訪問
 - ・一時保護中の児童、措置決定(変更)を検討する児童から直接話を聞いて、よりよい対応に繋げる

※アドボカシー

子どもの権利擁護のため、子どもの意見を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートする仕組み

1 背景

国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、県は令和2年9月に「鳥取県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの権利擁護に関する取組として、

- ①児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実
- ②子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画策定への参画
- ③子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討

を行うこととしている。

令和6年4月から施行される改正児童福祉法では、一時保護や施設入所の際、子どもの意向を把握・勘案 し措置を講ずること、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境を整備することが 盛り込まれた。

また、令和5年4月から施行される子ども基本法では、基本理念として、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることとされている。

2 現状及び予定

- ・鳥取県版子どものアドボカシーの構築については、令和3年度に意見表明支援員の確保や養成、権利 救済の枠組みなどを検討してきた。
- ・令和4年10月20日から各児童相談所の一時保護所で試行実施し、その結果を踏まえて令和5年度の本格実施に向けた検討を行う。

(検討会委員)

学識経験者、弁護士、施設等関係団体、福祉関係団体、社会的養育経験者、行政機関

- ・意見表明支援員の養成研修を1月に開催予定
- ・児童や施設職員等に向けたアドボカシー啓発動画を本年度中に作成予定